

低炭素建築物等計画認定申請手数料一覧表  
 (手数料根拠：四街道市手数料条例(平成元年第5号))

用途	延べ面積	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査等がある場合※1	誘導仕様基準によるもの	誘導仕様基準以外によるもの	モデル建築物基準によるもの	モデル建築物基準以外によるもの
(1) 一戸建ての住宅	200平方メートル未満	5,000円	17,000円	34,000円	—	—
	200平方メートル以上		19,000円	37,000円	—	—
(2) 共同住宅等	300平方メートル未満	10,000円	32,000円	67,000円	—	—
	300平方メートル以上	20,000円	56,000円	112,000円	—	—
(3) 非住宅建築物	300平方メートル未満	10,000円	—	—	85,000円	221,000円
	300平方メートル以上	16,000円	—	—	108,000円	277,000円
(4) 複合建築物	当該複合建築物を住居部分と非住居部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住居の数が1である場合については一戸建ての住宅と、その他の場合にあつては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額。					

- ※1 法第54条第1項各号の基準に適合していることについて、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の技術的審査を受け、適合証を添付して申請する場合の手数料になります。
- ※2 変更認定申請手数料の額は、上記の認定申請手数料の額に1/2を乗じて得た額になります。
- ※3 複合建築物変更認定申請手数料の額は、上記の認定申請手数料の額に1/2を乗じて得た額になります。